

業 務 委 託 設 計 書

							技術管理課		
設計	検算	検算	照合	係長	課長補佐	課長	係	係長	課長
令和 08 年度			主 管 環境局業務部産業廃棄物指導課				設計 令和 8年 9月		
業務名 産業廃棄物最終処分場等水質検査業務(8-1)							工期 契約締結の日から 令和 9年 3月15日まで		
履行場所 広島市内									
予算科目			工 事 金 額				(内訳)		
会計 一般会計									
(款) 衛生費									
(項) 環境費									
(目) 環境総務費									

施行理由
本業務は、産業廃棄物最終処分場等からの排出水等を検査することにより、施設の維持管理状況を監視し、
周辺住民の生活環境の保全を図るものである。

業務内容	
水質調査	1 式
分析費	1 式
試料採取費	1 式

委託金額 金	円	業務名 産業廃棄物最終処分場等水質検査業務(8-1)
-----------	---	-------------------------------

(甲) 内 訳

名 称	種 別	形状・寸法	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘 要
分析費							
水素イオン濃度(pH)			件	15			
BOD			件	15			
SS			件	15			
溶存酸素(DO)		河川水のみ	件	8			
n-ヘキサン抽出物質			件	15			
大腸菌数			件	15			
カドミウム			件	15			
全シアン			件	15			
有機リン			件	15			
鉛			件	15			
六価クロム			件	15			
ヒ素			件	15			
総水銀			件	15			
アルキル水銀			件	15			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			件	15			
ふっ素			件	15			
ほう素			件	15			
PCB			件	15			
テトラクロロエチレン			件	15			
トリクロロエチレン			件	15			
ジクロロメタン			件	15			
四塩化炭素			件	15			
1,2-ジクロロエタン			件	15			
1,1-ジクロロエチレン			件	15			
シス-1,2-ジクロロエチレン			件	15			
1,1,1-トリクロロエタン			件	15			
1,1,2-トリクロロエタン			件	15			
1,3-ジクロロプロパン			件	15			
チウラム			件	15			
シマジン			件	15			
チオベンカルブ			件	15			
ベンゼン			件	15			
セレン			件	15			
アンモニア性窒素		排水のみ	件	7			
クロロエチレン			件	15			
1,4-ジオキサン			件	15			
全亜鉛		河川水2か所	件	2			
ノニルフェノール		河川水2か所	件	2			
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		河川水2か所	件	2			
飲料水1式(51項目:TOC)		井戸水	件	1			
小計							
諸経費			式	1			
計							
試料採取費							
測量技師	計画準備		人				
測量技師補	計画準備		人				
測量技師補	試料採取作業		人				
普通作業員	試料採取作業		人				
燃料費		ガソリン	L				
機械損料			h				
器具損料			式	1			
小計							
諸経費			式	1			
計							
業務価格							
消費税等相当額			式	1			千円未満切捨
合計							

仕 様 書

1 業 務 名 産業廃棄物最終処分場等水質検査業務（８－１）

2 業務場所 別表1のとおり

3 実施期間 契約締結の日から令和9年3月15日まで

4 実施要領

(1) 検体名

施設区分	検体名
最終処分場	排水水（浸透水）、周辺河川水、周辺井戸水
焼却施設	周辺河川水

(2) 検査項目及び検査方法等

別表2.3.4のとおり

なお、法令等の改正によって検査方法等を変更する必要がある時は、発注者と受注者は協議の上、定めるものとする。

(3) 検体採取年月日

別途協議して定めるものとする。

なお、施設の稼働状況及び天候等により、実施日を変更することがある。

(4) 検体採取

受注者が実施すること。

なお、検体採取及び分析状況の確認のため、発注者が必要に応じ、現場立会する時は、受注者はこれを拒んではならない。

5 現場責任者

受注者は、契約締結後速やかに委託業務全体の現場責任者を選任し「実施計画書」を作成して提出すること。

現場責任者に変更があったときも同様とする。

6 報告

(1) 報告書は原則として A 4 判2部を提出。

計量証明書には採取場所ごとに採取年月日、採取場所、検査結果等を記載し、1 部には測定チャート紙、検量線、採取写真等を添付して、採取日から21日以内に発注者に提出するものとする。ただし試料採取が複数日になった場合は、最終試料採取日から21日以内に報告すること。

なお、検査結果において基準値を超えた場合、及び異常と思われる事項を発見、測定した場合は、直ちにその内容を発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

この場合において、発注者が必要と認めて、再検査（採取、分析）またはクロスチェックを指示した時は、受注者の負担においてこれを行い、測定チャート、検量線及び採取写真を添付して、報告すること。

(2) 受注者は、全ての業務分析が終了したときは、遅滞なく「委託業務実施報告書」を作成し、発注者に提出して確認を受けること。

(3) 分析結果のうち排水水、河川水については、計量証明書とは別に一覧表を作成すること。

7 その他

仕様書等の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとし、調査で知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。

8 調査内容

(1) 検体採取場所及び分析検体名数量（別表1のとおり）

【別表1】

事業者等名称	採水場所	採水項目			備考
		排水水 (浸透水)	河川水	井戸水	
C E 広島合同会社〔安佐南側〕	安佐南区上安町字松畝315-1	2	3		
C E 広島合同会社〔安佐北側〕	安佐北区安佐町大字後山字峠	1			
(有)興栄産業	安佐北区大林町字草田東2406	1			
(有)秀知産業	安佐北区安佐町大字小河内字上堂原4759		1		
(有)佐東開発	安佐北区安佐町大字鈴張字八丈岩1676-1	1	1	1	
(株)千代田コーポレーション	安佐南区沼田町大字大塚字砂ヶ林1855-1	1			
東洋合成(株)	安佐北区白木町大字志路字松ヶ平1356		1		
(株)クリショー	安佐北区白木町大字志路3933番地	1	2		水処理後
検体数		7	8	1	

(2) 排水水（浸透水）検査項目及び検査方法

- ・ 検査項目等：別表2のとおり
- ・ 検査方法：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）及びJISK0102
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

【別表2】

番号	検査項目	番号	検査項目	番号	検査項目
1	水素イオン濃度（pH）	13	総水銀	25	1,3-ジクロロベンゼン
2	BOD	14	アルキル水銀	26	ベンゾ
3	SS	15	PCB	27	シマジン
4	n-ヘキサン抽出物質	16	トリクロロエレン	28	チオベンゾ
5	大腸菌数	17	トリクロロエレン	29	ベンゼン
6	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	18	ジクロロメタン	30	セレン
7	カドミウム	19	四塩化炭素	31	ほう素及びその化合物
8	全窒素	20	1,2-ジクロロエタン	32	ふっ素及びその化合物
9	有機リン化合物	21	1,1-ジクロロエレン	33	クロロエレン
10	鉛	22	1,2-ジクロロエレン	34	1,4-ジクロロベンゼン
11	六価クロム	23	1,1,1-トリクロロエタン	35	アミノ酸性窒素
12	ヒ素	24	1,1,2-トリクロロエタン		

(3) 河川水検査項目及び方法

- ・ 検査項目等：別表3のとおり
- ・ 検査方法：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）及びJISK0102
「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年環境庁告示第59号）
「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

【別表3】

番号	検査項目	番号	検査項目	番号	検査項目
1	水素イオン濃度 (pH)	14	総水銀	27	トリム
2	BOD	15	アルル水銀	28	シマジン
3	SS	16	PCB	29	トリベンカルブ
4	溶存酸素 (DO)	17	トリクロエレン	30	ベンゼン
5	n-ヘキサン抽出物質	18	トリクロエレン	31	セレン
6	大腸菌数	19	ジクロメタン	32	ほう素
7	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	四塩化炭素	33	ふっ素
8	カドミウム	21	1,2-ジクロエタン	34	クロエレン
9	全リン	22	1,1-ジクロエレン	35	1,4-ジオキサン
10	有機リン	23	シス-1,2-ジクロエレン	36	全亜鉛
11	鉛	24	1,1,1-トリクロエタン	37	フェノール
12	六価クロム	25	1,1,2-トリクロエタン	38	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
13	ヒ素	26	1,3-ジクロロベンゼン		

検査項目36～38は、CE広島合同会社及び(株)クリソーのみ（それぞれ1か所）

(4) 井戸水検査項目及び方法

- ・ 検査項目等：別表4のとおり
- ・ 検査方法：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」
(平成15年7月22日厚生労働省告示第101号)

【別表4】

番号	検査項目	番号	検査項目	番号	検査項目
1	一般細菌	18	トリクロエレン	35	銅及びその化合物
2	大腸菌	19	トリクロエレン	36	ナトリウム及びその化合物
3	カドミウム及びその化合物	20	ベンゼン	37	マンガン及びその化合物
4	水銀及びその化合物	21	塩素酸	38	塩化物イオン
5	セレン及びその化合物	22	クロ酢酸	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
6	鉛及びその化合物	23	クロホルム	40	蒸発残留物
7	ヒ素及びその化合物	24	ジクロ酢酸	41	陰イオン界面活性剤
8	六価クロム化合物	25	ジブトロクロメタン	42	ジオキシシン
9	亜硝酸態窒素	26	臭素酸	43	2-メチルイソブチルアルコール
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	27	総トリハロメタン	44	非イオン界面活性剤
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	28	トリクロ酢酸	45	フェノール類
12	フッ素及びその化合物	29	ブトロジクロメタン	46	有機物 (TOC)
13	ホウ素及びその化合物	30	ブトロホルム	47	pH値
14	四塩化炭素	31	ホルムアルデヒド	48	味
15	1,4-ジオキサン	32	亜鉛及びその化合物	49	臭気
16	シス-1,2-ジクロエレン及びトランス1,2-ジクロエレン	33	アルミニウム及びその化合物	50	色度
17	ジクロメタン	34	鉄及びその化合物	51	濁度